



2024年度(令和6年度)保険料率及び標準報酬月額の内

標記の件について、保険料率及び標準報酬月額を下記のとおり、決定したのでお知らせいたします。
2024年度保険料は、2023年度と変更がなく一般・介護保険料率の合計が103.2%となります。
2024年度の等級は、27等級となります。

記

1. 保険料率について

(2024年3月給与支給分から適用される保険料率)

(単位:千分比)

		一般保険料率			調整保険料率	合計
		基本保険料率	特定保険料率	合計		
健康保 険料率	事業主	22.268	27.432	49.700	0.80	50.50
	被保険者	15.772	19.428	35.200	0.50	35.70
	小計	38.040	46.860	84.900	1.30	86.20
介護保 険料率	事業主	8.50				8.50
	被保険者	8.50				8.50
	小計	17.00				17.00
					合計	103.20

保険料率 一般保険料率:86.2/1000、介護保険料率:17.0/1000
(2024年2月13日開催第163回組合会にて承認済)

2. 標準報酬月額と保険料の内訳

項目	2024年度	2023年度
1. 等級	27等級	26等級
2. 標準報酬月額 (標準月額範囲)	410,000円 (395,000~425,000)	380,000円 (370,000~395,000)
3. 一般保険料(A) (内 調整保険料)	35,342円 (533円)	32,756円 (494円)
4. 介護保険料(B)	6,970円	6,460円
合計(A+B)	42,312円	39,216円
料率(一般+介護)	103.2/1000	103.2/1000
平均標準報酬月額	404,439円	387,645円

平均標準報酬月額は前年9月30日時点の全加入員平均標準報酬額を適用

3. 適用期間

2024年3月1日 ~ 2025年2月28日
(任意継続被保険者の場合 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日)

4. 任意継続被保険者の徴収保険料

- ①退職時の標準報酬月額が保険料計算の標準報酬月額になります。
 - ②保険料は、退職時の標準報酬月額が2年間適用されます。
- ※任意継続被保険者は本人の申出により資格を喪失することができます。

以上